

※ 前回からの変更点は赤字で示しました。

基本的な感染症対策

◆ 「3つの密」が同時に重なることを回避する。

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多数が集まる密集場所
- ③ 間近で会話や発声をする密接場面

子供たちの学びを保障するため『新しい生活様式』を継続し、適切な感染対策を行った上で教育活動を実施します。

◆ 手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底をする。

I 健康観察

家庭と連携して毎朝の検温及び風邪症状の有無等、健康状態の確認を行う。

(1) 登校時の対応

- ア スクールバス通学生は、乗車時に添乗者が保護者に口頭で確認する。検温していない場合は、添乗者がその場で検温する。
- イ 送迎による通学生は、教室に入る前に各学年担当者が保護者に口頭で確認する。検温していない場合は、各学年担当者がその場で検温する。
- ウ 自力通学生は、教室に入る前に各学年担当者が健康観察カードの確認を行う。

(2) 登校後の対応

- ア 健康観察カードで体温、咳の有無等の確認をする。
- イ 体温の記入がない場合は、すぐに各学年の体温計で検温する。
- ウ 発熱を確認した場合や風邪症状等で体調が悪い様子があれば、保護者へ迎えを依頼する。
- エ 午後の活動前に児童生徒全員の検温を実施する。37.0℃以上の場合は、経過観察し、その後ウと同様の対応をとる。

(3) 職員の健康管理

- ア 毎朝、自宅で検温をし記録を取る。
- イ 出勤後に体調が悪くなった場合は検温を行い、帰宅して経過観察を行う。
- ウ 健康状態に不安があるときは出勤しない。

2 集団感染リスクへの対応

(1) 手指消毒・マスクまたはフェイスシールド（以下「マスク等」という。）の着用

- ア 登校時、教室に入る前に昇降口等で各学年担当職員が行う。
 - ・ 小・中学部：各部担当者が携帯用エタノールを使用し、昇降口等で行う。
 - ・ 高等部：各学年昇降口にポンプ式エタノールを設置し、昇降口に入る前に行う。
- イ 基本的には流水と石けんで手洗いをする。手洗いが難しい場合は、消毒を使用する。
- ウ 石けんやアルコールによる手荒れの心配がある場合は、流水でしっかり洗う等の配慮をする。

エ 登下校時は、できる限りマスク等を着用する。ただし、熱中症のリスクがある場合は、人と十分な距離を確保した上でマスク等を外す。

(2) 教室等の換気

ア 原則、授業中は教室のドアや窓を常に開放する（荒天時を除く）。

イ 冷暖房使用時は、対角線上の2方向の窓を一部開けて行い、休み時間中は窓や扉を広く開けて必ず換気を行う。

ウ 換気の仕方は、2方向それぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると良い）を広く開ける。

エ 体育館等の広い場所でも換気を行う。

オ 冬季については、室温が下がらない範囲で窓を少し開ける。難しい場合は、休み時間ごとに窓を全開にする。室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒に暖かい服装を心掛けるよう指導し、保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。

カ 冬季に空気が乾燥している場合は、ウイルス飛散防止対策として適度な加湿をする。

(3) 熱中症の予防

ア 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、特にマスク等の着脱については、熱中症への対応を優先させる。

イ マスクを着用していると喉の渇きに気付きにくいため、一定時間毎に適切な水分補給を行う。

ウ マスク等の着用時は、身体への負担が高まるため、強い負荷がかかる活動は避け、運動時はマスク等を外す。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、熱中症になるリスクがない場合には、マスク等を着用する。

エ 熱中症による健康被害を未然に防止するため、暑さで息苦しく感じた場合はマスクを外す等、自身の判断で適切に対応できるよう児童生徒に指導する。

<マスク等を外したときの対応>

- ・ 身体的距離を確保する。
- ・ 近距離での会話を控える。

(4) 活動内容や方法の工夫等

ア 多くの人が同じ場所に集まらない、使用する教材や道具等の共用はできる限り避ける等、集団規模の縮小、学習内容や方法等を工夫する。

イ 更衣時は時間差で着替える等、密集にならないようにする。

ウ 「3密」だけでなく、マイクロ飛沫感染が起こりやすい「大声」にも注意する。

(5) スクールバスでの対応

ア 乗車人数

各号車 50%以下の乗車率で運行する（登校時のみ3台増車）。

イ 車内の環境

- ・ 座席については、密にならないように隣同士、前後ができる限り重ならないよう配置する。
- ・ 各バス停停車時に車内の換気を行う。
- ・ 多くの人が触れる箇所はバス会社が毎日清掃や消毒を行う。

ウ 健康観察・手指消毒

- ・ 添乗者は、毎朝検温と体調確認をし、マスクを着用して添乗業務を行う。発熱、風邪症状があるときは添乗せず、臨時添乗者一覧の担当者が乗車する。
- ・ 添乗者は、バスの外で保護者に体温と健康状態を口頭で確認し、児童生徒の手指消毒を行う。検温していない場合は、非接触型体温計にてその場で検温する。発熱時（目安 37.5℃）は自宅で休養するよう伝える。
- ・ 児童生徒は、できる限りマスク等を着用して乗車する。

3 学習指導での対応

(1) 座席の配置

児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね 1 ～ 2 m）、対面とならないように座席を配置する。

(2) 学習活動

ア 感染症対策を講じても、なお感染の可能性が高い下記のような学習活動については当分の間行わない。

- * 狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体との接触を伴う活動
- * 調理等の実習
- * 児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- * 児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- * 近距離で一斉に大きな声で話す活動
- * 音楽におけるリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏

イ できる限りマスク等を着用する。体育の授業については、運動時のマスク等の着用による身体へのリスクを考慮し、適切な距離を保ちマスク等を外して活動する。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスク等を着用する。

ウ 体育については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。2 ～ 3 人程度の特定の少人数での活動を行う場合は、十分な距離を空けて行う（レベル 3）。

エ 体育の授業を体育館等の屋内で実施する必要がある場合は、呼吸が激しくなるような運動は避ける。

オ 児童生徒の体力の回復に応じて、段階的に運動や活動の強度を高めていく。

カ やむを得ず教材・教具等を共用する場合は、使用前後に手洗いをを行う。

(3) 指導時の対応

ア できる限りマスク等を着用して指導に当たる。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、体育の授業で児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合等は、児童生徒との距離を確保したうえでマスク等を外しても可とする。

イ トイレ、給食、歯磨きの他、児童生徒に接触しての指導や介助を行う場合は、必ず石けんで事前及び事後の手洗いとうがいをする。

ウ 熱中症になるリスクがある場合は、活動場所及び学習内容の変更を含め、実施方法や時期等を弾力的に判断し、事故防止の徹底を図る。

4 給食指導での対応

(1) 喫食場所

小学部第1, 2, 3, 6学年、なかよし学級及び高等部さわらび学級は食堂、小学部第4, 5学年、中学部、高等部は各教室で喫食する。

(2) 配膳

ア 給食を配膳する児童生徒及び教職員は、必ずマスク（手作りマスクでもよい）を着用し、確実に手指の洗浄を行う。マスクがない児童生徒は当番を行わない。

イ 給食を配膳する児童生徒及び教職員のみが食器に触れるなど、触る回数や人数をできる限り少なくする。

ウ 児童生徒が、机や盆の消毒を行う場合は、職員が用意した不織布を使用する（児童生徒が直接、消毒液の入ったバケツに手を入れないようにする。）。

(3) 喫食

ア 座席をできる限り向かい合うことのないように配置する。

イ 児童生徒と教職員が同室で喫食する場合は、できる限り会話を控え、喫食後は、必ずマスク等を着用する。

ウ 近い距離で介助・支援する職員は、できる限りマスクを着用する。

エ 喫食前後の手洗いを確実に行う。

5 歯磨きでの対応

歯磨きは、児童生徒の基本的な生活習慣の確立と歯と口の健康づくりの推進に重要であることから、下記のとおり感染対策を図った上で実施する。

＊ 教室や洗口場の換気に留意する。

＊ できる限り口を閉じて周囲にしぶきが飛ばないようにする。

＊ 洗口場では、間隔を置いて立ち、周囲に唾液や洗口液が飛ばないように低い位置でゆっくりと吐き出す。

＊ 歯ブラシやコップは各自で水洗し、原則個別に保管する。各家庭に対して衛生管理の協力を求める。

＊ 実施後は十分に手を洗う。

6 部活動での対応

下記の感染症対策を図った上で実施する。

＊ 活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、活動中は、教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。また、教員が立ち会うことができない場合は実施しない。

＊ 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動は避ける。

＊ 飛沫感染に留意し、近距離での大声や向かい合って発声する活動を避ける。

＊ 可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、感染リスクの低い活動を、短時間で個人や少人数によって実施する（レベル3）。

＊ 体調のすぐれない生徒、指導者は参加を見合わせる。

＊ 練習場所や更衣室等、また集団での移動の際の「3密」を避ける。

＊ 練習試合や合同練習等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等に応じて慎重

に検討する。

＊ 運動部活動でのマスク等の着用や活動については、体育の授業での対応に準じる。

7 感染防止や感染症に関する指導

児童生徒に継続して指導する。

＊ 教室等に入るときやトイレの後、給食の前後等、こまめに手を洗うよう指導する。

＊ 手を拭くタオルやハンカチ等の共用はしないよう指導する。

＊ 手洗いや手指消毒の徹底、咳エチケット（マスク等の適切な着用）の指導をする。

＊ トイレの清掃を生徒が行う場合は、マスク等と手袋の着用を徹底させ、水滴が飛び散るような清掃方法は控えさせる。

＊ 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくすため、誰でも感染者や濃厚接触者になる可能性があることを繰り返し指導する。

8 発熱等の症状がある児童生徒への対応

下記の手順で対応する。

【保健室来室】



- ・ 保健室前の廊下で検温・問診等を行う。

【発熱等の症状を確認】



- ・ 保護者に連絡をして迎えを依頼する。
- ・ 迎えまでは、相談室①で待機する。
- ・ 付き添いは学年で対応していた職員が望ましく、原則として交代しない。

【保護者来校】



- ・ 症状がなくなるまで自宅で待機するよう伝える。
(別紙「経過観察のお願い」を保護者に手渡す)【資料参照】

【児童生徒下校後】

- ・ 使用した箇所（ソファ、テーブル、ドアノブ等）を次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。
- ・ 換気を十分に行う。

9 消毒・清掃

(1) 児童生徒下校後、各安全点検担当で、多くの人が触れる箇所（ドアや手すり等）を中心に消毒、清掃を毎日行う。

(2) 発熱等、感染症の疑いがある児童生徒、教職員が出た場合は、移動経路と思われる場所を徹底して消毒を行う。

10 出席停止・忌引等の扱い

下記の場合を「出席停止・忌引等」の扱いとする。

＊ 児童生徒が感染した場合

- * 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
(感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間)
- * 発熱等の風邪の症状がある、医師や保健所等の指導で自宅待機を命じられた場合
- * 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒で、主治医や学校医により登校すべきでない判断された場合
- * 保護者から申し出があった場合

II 海外から帰国した児童生徒の対応

「検疫強化対象地域」「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴がある児童生徒は、2週間の自宅等での待機を経て、健康状態に問題がなければ登校できる。

<家庭へのお願い>

- ◆ 毎朝の検温と健康状態の確認をし、健康観察カードに記入のうえ毎日持たせてください。
- ◆ 発熱や風邪の症状等がみられるときは登校を控えてください。
(登校後に発熱等の症状が見られた場合は、迎え及び経過観察をお願いします。)
- ◆ 愛知県の感染レベルが3及び2のとき、同居の家族に風邪症状が見られる場合は児童生徒の登校を控えてください。
- ◆ 家族や身近な方で感染の疑いのある人(濃厚接触者・PCR検査実施者)が出た場合は、登校を控えるとともに学校へ連絡をしてください。
- ◆ 児童生徒の同居の家族が濃厚接触者に特定された場合は、検査で陰性が判明するまで登校を控えてください。
- ◆ 下校後の不要不急の外出は控えてください(レベル3)。
- ◆ 3学期以降も送迎による登下校を希望される場合は、1, 2学期同様、送迎にかかるガソリン代は、規定により奨励費の支給対象となります。
- ◆ 登校時は、できる限りマスク等を着用させてください。

【資料】

経過観察のお願い

- ・ 症状がなくなるまで自宅で待機してください。症状とは発熱のみでなく、咳、息切れ、倦怠感、味覚異常、下痢、食欲不振など全身状態を含みます。
- ・ 1日3回（朝・昼・晩）は検温を行い、記録してください。
- ・ 症状がなくなっても、再度症状が現れる場合があるので、症状がない状態が2日以上続いた後に登校してください。

相談・受診方法

- ① 発熱等の症状が生じた場合、まずは、かかりつけ医等に電話相談してください。
- ② 相談先が分からない場合やかかりつけ医等で対応できない場合は、下記の「受診・相談センター」や「電話相談体制を整備した医療機関」へ電話相談してください。

<受診・相談センター>

開設時間 平日：午前9時から午後5時30分まで

保健所名	電話番号	所管区域
半田保健所	0569-21-3342	半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699	常滑市、東海市、大府市、知多市

開設時間 平日夜間：午後5時30分から翌午前9時まで
土 日 祝：24時間体制

夜間・休日相談窓口	052-856-0315
-----------	--------------

<電話相談体制を整備した医療機関>

管轄 保健所名	医療機関名	相談受付時間	電話番号	備考
半田 保健所	半田市立 半田病院	毎日：午前8時30分 から午後10時まで	0569-22-9881	
	知多厚生病院	毎日：24時間体制	0569-82-0395	対象：原則、南知多町、 美浜町、武豊町民
知多 保健所	常滑市民病院	毎日：午前8時30分 から午前11時30分 まで	0569-35-3170	

発熱患者等の外来診療フロー図

